

平成28年第3回

美里町農業委員会定例総会議事録

## 第3回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 平成28年3月25日(金)午後1時32分から午後3時33分

2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(19名)

1番 佐々木 裕一	2番 佐藤 清	4番 久道 雄悦
5番 伊藤 恵子	6番 後藤 幸太郎	7番 高橋 繁廣
8番 三浦 淳子	9番 伊藤 雄一	10番 大崎 幸信
11番 福田 なほ子	12番 柴山 真二	13番 小野 保裕
14番 邊見 勝寿	15番 鈴木 龍一	16番 鈴木 幸博
17番 我妻 卓美	18番 高橋 建一	19番 大友 重善
20番 渡邊 雅光		

4 欠席委員(1名)

3番 遊佐 恭一

5 報告事項

- 1 農家相談日について
- 2 使用貸借権の合意解約による通知について
- 3 利用権設定の合意解約による通知について

6 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

第2号議案 農用地利用集積計画書審議について

第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見  
について

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

7 その他連絡・報告事項

1. 平成28年3月事業報告について
2. 平成28年4月事業予定について
3. その他

8 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 吉則  
事務次長 菊地 和則

## 9 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまから平成28年第3回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長よろしく願います。</p>
議長	<p>きょうは3番の遊佐恭一委員から都合があつて欠席という報告を受けております。それから先ほど申し上げましたように18番高橋建一委員が10分ほど遅刻ということで連絡入っておりますので、お伝えをしたいと思います。</p>
議長	<p>それでは、これより第3回美里町農業委員会総会を開きます。</p>
議長	<p>本日の出席委員は18名であります。農業委員会に関する法律第21条3項の規定を満たしておりますので総会は成立しております。</p>
議長	<p>次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項の規定により2名を議長より指名をいたします。5番伊藤恵子委員、6番後藤幸太郎委員のお二人にお願いをいたします。</p>
議長	<p>4番、報告事項に入ります。</p> <p>1、農家相談日について。</p> <p>3月は7日と25日の2回開催しております。各担当委員より報告を願います。</p>
各担当委員	<p>報告事項1について、報告を行った。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p>

ご苦労さまでした。  
続きまして、22日の担当委員の方よりお願いいたします。

各担当委員 報告事項1について、報告を行った。

議長 ご苦労さまでございました。  
続きまして、報告事項2番使用貸借権の合意解約による通知について、3番利用権設定の合意解約による通知について、事務局より一括にて報告いたします。

事務局 報告事項2、3について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 ありがとうございます。  
以上が報告事項でありましたが、不明な点があれば再度説明をいたします。ありませんか。  
  
(なしという声あり)

議長 なしということでございますので、報告事項を終了いたします。

議長 続きまして、議事に入ります。  
第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の許可について」を議題といたします。  
事務局より説明願います。

事務局 第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 ありがとうございます。  
第1号議案について審議をいたします。質疑ございませんか。  
  
(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。  
第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の許可について」賛成

の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、原案どおり許可といたします。

議長

続きまして、第2号議案「農用地利用集積計画書審議について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

ありがとうございました。

第2号議案について審議に入りますが、議案番号78番、議案番号81番、議案番号90番から97番までの8議案、合計10議案を除いた20議案について審議をいたします。質疑ありませんか。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

なしということでございます。質疑なしと認め採決に入ります。

議案番号78番、81番、議案番号90番から97番までの8議案の合計10議案を除いた20議案について採決をいたします。賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

続きまして、議案番号78番について審議をいたしますが、会議規則により14番邊見勝寿委員の退席を求めます。

議長

休憩します。(13:49)

(13:49、高橋建一委員着席)

議長

再開いたします。(13:49)

議長

議案番号78番について審議をいたします。質疑ございませんか。

(なしという声あり)

議長

なしということですので、採決に入ります。

議案番号78番に賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩いたします。(14:19)

議長

再開します。(14:19)

議長

続きまして、議案番号81番について審議をいたしますが、会議規則により5番伊藤恵子委員の退席を求めます。

議長

休憩いたします。(14:20)

議長

再開します。(14:20)

議長

議案番号81番について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

なしということですので、採決に入ります。

議案番号81番に賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長 休憩いたします。( 14 : 21 )

議長 再開をいたします。( 14 : 21 )

議長 議案番号90番から97番までの8議案について審議をいたしますが、会議規則により9番伊藤雄一委員の退席を求めます。

議長 休憩をいたします。( 14 : 22 )

議長 再開します。( 14 : 22 )

議長 議案番号90番から97番までの8議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 なしということでございますので、採決に入ります。  
90番から97番までの8議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 休憩いたします。( 14 : 23 )

議長 再開します。( 14 : 23 )

議長 第2号議案「農用地利用集積計画書審議について」は、30議案全て賛成意見で原案どおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長 続きまして、第3号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 事務局の説明を終了し、審議に入ります。第3号議案について質疑ありませんか。19番大友委員。

大友委員 議案番号16の涌谷町の農業生産法人というこの、この会社の内容がわかっていれば教えていただけますか。

議長 休憩いたします。(14:24)

議長 再開をいたします。(14:24)

議長 大体1時間たちましたので、あの時計で40分まで休憩をいたします。(14:26)

議長 それでは時間ちょっと前ですが、全員そろいましたので再開をいたします。(14:39)

議長 19番大友委員から、農業生産法人の現状や規模なりその内容等を確認したいという質問がありましたので、事務局より説明願います。

事務局 それでは、19番大友委員の質問にお答えいたします。  
質問ありました農事組合法人のと書いてありますが、これはとお読みします。所在地は涌谷町字でして、構成員は5名です。代表の方はさんと読むんですかね。ほかに4人の方がいますが、その4人の中にであるさんのお名前もごさいます。  
経営規模につきましては、平成25年7月31日付で美里町に農業経営改善計画申請書、いわゆる認定農業者の申請をされていまして、その時点では所有地はございませんで、借入れ地ですが涌谷町で336アール、3町3反6畝の面積がございました。目標としましては1,877アールが涌谷町で、美里町分として245アールということで当時、目標を掲げてございました。売り上げ等につきましては、美里町の基本構想は申請され

た時点でも超えておりましたので、現在は、それ相当の所得があるものと推定いたしております。

それから平成25年に申請されていまして、農業委員会としては平成25年8月25日の総会でみどりの農協の円滑化事業を通して利用権設定がございます。実績は1回ございます。

そのような農事組合法人でございます。

議長

そのほかございませんか。

(なしという声あり)

議長

なしということでございますので、採決に入ります。  
第3号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、原案のとおり町長に報告をいたします。

議長

続きまして、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」を議題といたします。  
事務局より説明願います。

事務局

第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

ただいま事務局より説明がございましたが、37ページの案内図、番号3を番号5に訂正を願います。  
それでは、3月15日に保全委員会で現地の確認調査をしておりますので、保全委員長より報告をいただきます。

保全委員長

農地保全委員会は今月から鈴木幸博委員、高橋建一委員、大友重善委員、そして私我妻の4名、事務局から菊地次長の計5名により3月15日に現地調査を行いました。

なお、渡邊会長と佐藤局長はそれぞれ各種会議に出席のため欠席となりました。

議案番号5について、現地は中埜地区の　、美女川沿いに位置しております。転用目的は太陽光ソーラーシステムの設置でございます。周囲は宅地化しており、農地区分については第3種農地で特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

議案番号6について、現地は北浦地区の　の北側に位置しております。申請者は仙台方面の業者ですが、県北にも営業範囲を拡大するため、ここを拠点にするためにここを選びました。周囲は宅地化が著しい地域で、農地区分については第1種農地で、美里町の耕作放棄地になっている場所であります。特に問題は見当たりませんが、耕作放棄地として指定されておりますので、工事完了まで常時、監視を事務局に指示しました。

議案番号7について、現地は番号6と同様、北浦地区の　の北側に位置しております。申請者も番号6と同一住所に事務所を置いており、その他の条件についても同一理由ですので、詳細については、割愛させていただきますが、耕作放棄地として指定されておりますので、ここも工事完了まで常時、監視するよう事務局に指示いたしました。

以上です。

議長

ご苦労さまでございました。

それでは説明を終了し、審議に入ります。質疑ありませんか。

9番伊藤雄一委員。

伊藤(雄)委員

議案番号6番、それから7番です。

ここは、前から耕作放棄地で、これまでもいろいろと解決できないかということで大変尽力ご努力をされた経緯があって、今回このように転用に取り組む予定なんですけれども、この図面を見るとわかるんですけれども、今回申請された農地というのは、南側に公道がありますけれども、これは　の通学路になっているんです。ここの通学路は非常に狭くて、普通の車ですれ違いができないくらいの狭さなんです。この道路を使用してトラックの出入りをさせる。工事期間中になると思いますけれども、完成後にこの道路を一般の通学路にかえても、子供たちの安全というのがその付近の皆さんの車の通行の不便だとか、そういったようなことでこの道路の拡張については、何か便宜されるべきですが、このまま現状での許可となるのですか。

議長

事務局、答弁願います。

事務局

それでは、9番伊藤雄一委員の質問にお答えいたします。

確かに今回申請された6番と7番は、の北側、そしてその町道がかなり狭いということで、町として拡幅の動きがないかどうか、というのとあわせて通学路が心配という部分での質問かと思いますが、拡幅につきましては特に現時点で町では計画はないというふうに聞いております。ただ、確かに狭い道路での通学路ですので、申請者は、ここが通学路ということは知っておりました。やはり現地を見たときに中学生とかが通って、あるいは小さい車ではすれ違いができないというふうな場所がございますので。今回の申請場所ですけれども、退避場ではないんですけれども、少し車が来たら退避できるような、スペースを設けるようなお話をしておりました。ですから道路拡幅は今のところは検討されていませんけれども、そういったことで退避場的な機能は若干果たすのかと思います。

あとは確かに今の場所そのものに重機の機械が入ることはできませんので、盛り土をするほかないです。その際にもダンプトラック等は通るんですけれども、生徒たちの通学する時間帯は避けるとか、あるいは4トンダンプのような大きいものでなく、もう少し小さ目のダンプトラックでの土の運搬ができないか、その辺もまだ詰めてはいませんけれども、一応今ご指摘があったようなことをまた打ち合わせをしますので、その辺は事務局としてもお話し申し上げたいと思っております。

議長

伊藤委員、よろしいですか。

伊藤(雄)委員

工事期間中だけじゃなくて、この倉庫が完成し、この間の4反歩はまだ出してはおりませんので、この分も残っていますね。それまで随時活用しながら、いわゆるこの会社の用地として、所有したいという意向の説明はないんですけれども、そうなりますと、本当に現実にこの道路の幅で果たして良いのか。もちろん子供も歩くわけですから、自転車が幅いっぱいになって歩いている際に、車が来るとしますと路肩によけるという状態になっていますし、大変危険な場所なんです。ですから今度の申請者には関係ないかと思うんですけれども、町として道路を拡幅するという事をしてもらわないと、それはもう大変心配なことになると思います。また付近の田んぼに車を置くことがあるんです。それは農機具のトラクターなども当然

通行しますので、絶対何も事故がなければ良いんですけども、町そのものが、そのような安全を確保するような何かの方法を進めてもらいたいということです。

議長                    ちょっと休憩をいたします。( 14 : 59 )

議長                    それでは再開をいたします。( 15 : 12 )

議長                    9番、質疑よろしいですね。

( はいという声あり )

議長                    そのほかございませんか。

( なしという声あり )

議長                    ないようでございますので、質疑を終了し採決に入ります。  
第4号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

( 委員全員の挙手を確認 )

議長                    全員賛成と認めます。意見を付して宮城県知事に進達をいたします。

議長                    以上で議事的一切を終了いたします。

## 議 事 録 署 名

上記、第3回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成28年 月 日

会 長

署名委員 5番

署名委員 6番